



レセプト開示

副会長 佐野文男

昨今、行政機関などに対し情報公開を求める世論が高まり、医療分野においても情報提供、情報開示の推進が求められている中で、厚生省は平成9年6月25日、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」を厚生省老人保険福祉局長、厚生省保険局長、社会保険庁運営部長の名で都道府県知事あてに通知した(別掲)。厚生省は従来からレセプトの開示については、患者のプライバシーの保護、診療上の支障などを考慮して、慎重な対応をとってきており、本人からのレセプト閲覧の要求があった場合にも、「閲覧させることはできない」という内容の行政指導が行われてきている。これはレセプトには病名や診療内容など、診療上の守秘に属する事項が多く記載されているため、レセプトを開示することによって病名などが明らかにされると、例えば「がんの告知」につながる場合も予測され、診療上の悪影響が危惧されるとされてきたからである。しかし、医療におけるインフォームド・コンセントの必要性や重要性が評価されてきている現状では、被保険者からのレセプト開示を求める要望が高まり、これまでの行政指導の方針を変更して、被保険者へのサービスの一環としてレセプト開示の要望に応じる方針を示した。日本医師会としても本問題については厚生省と再三にわたり折衝を重ね、行政の慎重な対応を要望してきたが、「対象の範囲を原則として本人に限定して情報を公開することは時代の趨勢」との判断に立っている。

本通知では、レセプト開示の際、保険者が行う手続きは、1)レセプト開示を求めるものがレセプトに記載されている本人であることの確認、2)保険医療機関、老人保健施設等に対し、「本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障がない旨」を確認、その際、保険医療機関等においては

主治医の判断を求める、3)調剤報酬明細書に関わる2)の確認は当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対して行われること、4)未成年者等の法定代理人、本人の委任を受けた弁護士についても本人同様の取扱いに準じて開示、5)遺族からの開示の求めに対しては、各保険者の判断において、社会通念に照らし適当と認められる時は開示、としている。

さて、レセプト開示が公式に認められてみると、いろいろな問題が内包されていることに気が付く。患者の立場からは自分の病気の実情が判明し、かつ医療費がどの位かかったのかを正しく知ることができる。しかし、インフォームド・コンセントが結果として十分に行われていなかったと思われる時には、「こんな病名は聞いていない」とか「この検査は受けていない」などの誤解を招くことに繋がる心配がある。

一方、患者がレセプト開示を断られたらどう思うだろうか。今回の通知では本人が傷病名を知っても診療上支障が生じないことを開示の条件としているからである。開示しない場合は「がん」などの何か悪い病気なきで見せてくれないのではないかと一層心配することになる。今回の医療法改正案でもインフォームド・コンセントの法制化は見送られており、例えば「がん」の告知も告知しない方がよいと思われる場合には告知しない方が、レセプト開示を拒否した場合はかえって患者に疑問を抱かせる結果になるのではなかろうか。むしろ現在の医療現場ではさまざまな情報から自分の病気を正しく知る機会はいくらでもあり、むしろ本当の病名を知り、医師と患者の信頼関係の上に立った医療こそがこれからの本当の医療の形態といえよう。

さて、レセプト開示が実施されることになった保険者側の準備対応は十分なのだろうか。現在、レセプトの保存期間は政管健保が 5 年（昭和 39 年社会保険庁長官官房総務課長通知）、健保組合が 10 年（昭和 2 年社会局保険部長通知）、国保は地方自治法の一般文書の保存期間（原則 5 年）を運用しており、保険者ごとに異なるため、レセプトの保管および検索が今後の課題である。

政管健保や船員健保の被保険者へのレセプト開示の取り扱いは、社会保険庁関係課長から主管課（部）長あてに通知される予定であるが、これには手続き上の一定の書式や、回答期限設定などの

具体的な取扱事項が示される。

医療における情報提供の推進について、平成 9 年 4 月に与党医療保険制度改革協議会（座長：丹羽雄哉氏）が示した医療制度改革の基本方針は「カルテやレセプトなどについて、患者のプライバシーに配慮しつつ、医療情報の開示を推進する」等、国民に開かれた医療提供の方針を示し、日本医師会も前向きに検討する方針を示している。今回の通達は今後の医療情報開示の流れを推進する起点になったといえよう。

レセプト開示の目指すところの正しい理解と公正な運用が望まれるところである。

別掲

老 企 第 64 号
保 発 第 82 号
庁 保 発 第 16 号
平成 9 年 6 月 25 日

都道府県知事殿

厚生省老人保健福祉局長
厚生省保険局長
社会保険庁運営部長

診療報酬明細書等の被保険者への開示について

標記については、被保険者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）の秘密の保護及び診療上の必要性の観点から、これまで慎重な対応が行われてきたところである。診療報酬明細書等の開示に関する取扱いについては診療報酬明細書等を管理する保険者の判断によるものであるが、近年、被保険者から診療報酬明細書等の開示を求める要望が高まっていることに鑑み、被保険者へのサービスの充実を図る一環として、その取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、ご了知の上、貴管下健康保険組合、市町村、国民健康保険組合及びその他関係機関に対する周知についてご配慮願いたい。

なお、政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者に係る診療報酬明細書等の開示については、おってその具体的な取扱いにつき社会保険庁関係課長から貴管下主管課（部）長あて通知する。

記

1. 被保険者から保険者（老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。）に対し診療報酬明細書、調剤報酬明細書、施

設療養費明細書及び老人訪問看護療養費・訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の開示（診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。）の求めがあった場合にあっては、以下のとおり確認した上当該診療報酬明細書等を開示すること。

① 診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。

② 保険医療機関、特定承認保険医療機関、老人保健施設、指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者（以下「保健医療機関等」という。）に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じない旨を確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。

③ 調剤報酬明細書に係る②の確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること、なお、②の確認をとった上、当該調剤報酬明細書を開示する場合には、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。

2. 被保険者が未成年者若しくは禁治産者である場合の法定代理人又は被保険者の委任を受けた弁護士から被保険者本人に代わって当該被保険者に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、以上の取扱いに準ずること。

3. 遺族からの開示の求めがあった場合についても、各保険者の判断において、社会通念に照らし適当と認められるときは開示して差し支えないこと。